

【令和4年度】医療法人聖峰会 女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異の公表

●当法人の女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異は以下の通りとなります。

平均年間賃金 (令和4年度)	男女の賃金差異 (男性職員の賃金に対する女性職員の賃金割合)
正規労働者	87.8%
非正規労働者	92.2%
全ての労働者	89.2%

【算出条件】

- ・対象期間：令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）
- ・賃 金：毎月の給与および年2回の賞与を含む「総支給額」（※通勤手当を除く）
- ・労働者：正規労働者 → 正職員（医者、役員、他社からの出向者を除く）
：非正規労働者 → パート職員、定年後再雇用職員（派遣社員を除く）
- ・その他：育児休業・産前産後休業を取得している者については、男女の働き方及び賃金差異縮小を目指す観点から、給与・人員ともに対象に組み入れて算出

公表日：令和6年3月19日